

Ⅲ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表3の茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 対象事業

本事業は、次に掲げる1、2及び3の事業とし、各事業の事業内容等はそれぞれ別添1、別添2及び別添3に定めるとおりとする。

- 1 全国的な支援体制の整備事業（別添1）
- 2 地域の生産体制強化・需要創出事業（別添2）
- 3 甘味資源作物等支援事業（別添3）

第3 事業実施主体

事業実施主体は、要綱別表Ⅲの事業の事業実施主体の欄に定める事業実施主体であって、以下の要件を全て満たすものとする。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人であって、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができない。

- 1 第2に掲げるそれぞれの事業に係る地域特産作物についての知見を有し、かつ、当該地域特産作物の産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- 3 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- 4 本事業により得られた成果について、公益の利用に供することを認める者であること。
- 5 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

附 則

- 1 この要領の改正に伴い、農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）実施要領（平成23年4月1日付け22生産第8355号農林水産省生産局長通知）は廃止する。ただし、廃止前の当該実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 2 この要領の改正に伴い、茶改植等支援事業実施要領（平成23年3月30日付け22生産第10830号農林水産省生産局長通知）は廃止する。ただし、廃止前の当該実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。なお、廃止前の当該実施要領に基づき策定した品質向上戦略の実現に取り組む事業実施主体が、改正後の本要領に基づき、地域内の茶栽培面積に対する茶の改植等の実施面積の割合を向上させる成果目標に取り組む場合にあっては、従前の品質向上戦略を改正後の本要領に基づく品質向上戦略に継承させ、本要領の規定が適用できるものとする。

1 全国的な支援体制の整備事業

第 1 事業実施主体

事業実施主体は、産地活性化総合対策事業実施要領のⅢの第 3 に定めるもののほか、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約が定められているものとする。

第 2 対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるもの）、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにゃく、パインアップル及びその他地域特産作物（国内で地域特性を活かして生産され、通常何らかの加工を施して利用される作物）とする。

第 3 事業の内容等

本事業においては、第 2 の対象作物等の産地が抱える共通の課題解決に向け、次の取組を実施するものとする。なお、各取組は、第 6 の 1 の（1）に定めるところに基づいて実施するものとする。

1 事業内容

（1）検討会の開催

事業実施主体は、事業の効果的・効率的で適切な実施を図るため、学識経験者、実需者、流通業者、農業団体等の本事業の推進に必要な有識者による検討会を開催し、事業全体の方針及び内容の検討、進行管理及び成果の取りまとめと情報発信等を行うことができるものとする。なお、検討会の開催は、（2）から（9）の取組を行う場合には、必ず実施するものとする。

（2）事前相談窓口の設置

事業実施主体は、地域特産作物の産地化を望む地域の課題や要望に一元的に対応する体制を確立するため、事前相談窓口を設置することができるものとする。

（3）地域相談会等の実施

事業実施主体は、地域特産作物の販路の確保・拡大に向けて、産地サイドと実需者サイドの連携を図るための生産状況や需要状況に関する情報の交換や共有等を行うマッチングや地域相談会等を実施することができるものとする。

（4）栽培技術研修の実施

事業実施主体は、地域特産作物の産地形成や栽培技術指導体制の確立に資するための栽培指導者等を対象とした研修を実施することができるものとする。

（5）産地動向・栽培技術等の調査・分析等

事業実施主体は、地域特産作物に関する各産地の生産及び流通状況の把握や栽培技術の確立・普及等に必要な調査・分析等を実施することができるものとする。

（6）需要・消費動向等調査の実施

事業実施主体は、地域特産作物に関する実需者や消費者のニーズ、その他の需要等の情報について、需給動向を含めた調査を行うことができるものとする。

(7) 課題解決実証の実施

事業実施主体は、各産地の共通課題の解決のため、新たな作物や品種の導入、栽培技術・加工技術の確立、農業機械等の開発・改良、新商品の開発及び試作品の商品性評価等の実証を行うことができるものとし、あわせて、実証に必要な農業機械等をリースにより導入することができるものとする。

なお、実証に当たっては、産地と連携して広範な波及効果を見込むなど効果的な技術実証となるように留意するものとする。

(8) 需要拡大に資する取組の実施

事業実施主体は、需要拡大に向けて、地域特産作物に関する文化の普及、学校や消費地のイベントへの日本茶インストラクター等の専門家の派遣、加工手法や調理手法及び評価手法の検討・策定等の取組を行うことができるものとする。

(9) 有能人材登録等の実施

事業実施主体は、地域特産作物の栽培・加工、流通等に関して卓越した技能を有する人材（以下「卓越技能人材」という。）の登録及び表彰並びに卓越技能人材相互の情報交換会の開催を行うことができるものとする。

また、地域特産作物の生産体制の強化等を図るため、栽培技術等に関するアドバイスをを行うことができる人材の全国各地域への派遣を行うことができるものとする。

2 事業の委託

1の(2)から(9)までの取組は、必要に応じて第三者（事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。）に委託することができるものとする。なお、委託を行うことができるのは、補助金の額の50%未満に係る業務のみとし、事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認めない。

3 補助率

補助率は、定額とする。

第4 補助

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業に直接要する以下に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙5に掲げる費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(1) 検討会の開催に係る事業費、旅費、謝金、賃金、役務費、雑役務費等

(2) 事前相談窓口の設置に係る備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等

(3) 地域相談会等の実施に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等

(4) 栽培技術研修の実施に係る備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、

雑役務費等

- (5) 産地動向・栽培技術等の調査・分析等に係る備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
- (6) 需要・消費動向等調査の実施に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
- (7) 課題解決実証の実施に係る備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
- (8) 需要拡大に資する取組の実施に係る備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
- (9) 有能人材登録や技術等アドバイザーの派遣等の実施に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等

2 次の取組は、国の補助の対象としない。

- (1) 国等の他の補助事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費
- (3) 販売促進のための、ポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第5 成果目標及び目標年度

本事業に取り組む事業実施主体は、地域特産作物の需要減少に歯止めをかけ、国産シェアの維持・拡大や産地を持続的に発展させることを目指すこととし、次の成果目標の中から1つを選択するものとする。

なお、成果目標の達成の目標年度については、事業実施年度とする。

- 1 事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を受けること。
- 2 産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を3地域以上で実施すること。
- 3 1つ以上の地域特産作物又は品目について（ただし、薬用作物の場合は3品目以上について）、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地域以上で実施すること（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。
- 4 1つ以上の地域特産作物又は品目について、3つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分析を実施すること。
- 5 1つ以上の地域特産作物又は品目について、実需者や消費者のニーズ等の調査・分析を実施すること。
- 6 1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。
- 7 1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。
- 8 農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。

- 9 新商品の開発が1つ以上行われること。
- 10 地域特産作物に関する文化の普及に資する取組を3地域以上で実施すること。
- 11 地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。
- 12 有能技能人材が5人以上登録されていること。
- 13 5地域以上における技術アドバイスをを行うこと（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。

第6 事業の実施基準

本事業の実施基準は次に掲げるものとする。

1 事業の実施

- (1) 事業実施主体は、課題解決に資する第3の1の(1)から(9)までの事業内容を、第2に掲げる対象品目ごとに、原則として下表のとおり実施することとする。ただし、茶、こんにゃく、パインアップルについて、他の事業内容を組み合わせて実施することが、課題解決により効果的と認められる場合はこの限りではない。なお、第3の1の(1)の検討会については、(2)～(9)の取組を行う場合は必ず実施するものとする。

品 目	第3の1の事業内容
茶	第3の1の(1)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)
いぐさ・畳表	第3の1の(1)から(9)まで
繭・生糸	第3の1の(1)から(9)まで
こんにゃく	第3の1の(1)、(6)、(7)、(8)
薬用作物	第3の1の(1)から(9)まで
パインアップル	第3の1の(1)、(6)、(7)、(8)、(9)
他の地域特産作物	第3の1の(1)から(9)まで

- (2) 事業実施主体は、対象品目における産地の意見・意向を十分踏まえて事業を実施するものとする。

2 その他

第3の1の(7)の課題解決実証の実施に当たり、実証地域の選定を行う際は、対象品目や産地の課題等を十分踏まえるとともに、効果的な取組となるよう、産地の行政や農業団体等の関係者を含めるものとする。また、効果的な技術実証となるよう、検討会において具体的な実証方法、評価方法、普及方法等を検討するものとする。

第7 事業実施計画の作成

- 1 事業実施主体は、要綱第5の1の(4)に基づき、本事業の事業実施計画を別記様式第1号及び第1号－1により作成し、生産局長に提出するものとする。
- 2 要綱第5の1(6)の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続きは第8の1に準じて行うものとする。

- (1) 事業の新設、中止又は廃止
- (2) 取組の中止又は廃止
- (3) リースにより導入する農業機械、リース利用者の変更
- (4) 事業費の30%を超える増又は補助事業費の増
- (5) 事業費又は補助事業費の30%を超える減

第8 事業実施手続

事業の実施手続については、次のとおりとする。

1 事業の承認及び通知

- (1) 別に定める産地活性化総合対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画は、要綱第5の2の(5)に基づく事業実施計画についての生産局長の承認を得たものとみなす。
- (2) なお、生産局長は、提出のあった事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、生産局長に提出するものとする。
- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第9 農業機械等のリース導入等に係る留意事項

1 リースを行う農業機械等の範囲

リースを行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次に掲げる農業機械は対象機械から除くものとする。

- (1) トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイ

ン

- (2) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械
- (3) 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械（ただし、上限について生産局長が特に必要と認める場合においては、この限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画に添付するものとする。）
- (4) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械
- (5) リース利用者が既に利用している農業機械と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械

2 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（リース利用者が導入する農業機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全てを満たすものとする。

- (1) 第7の1により承認された事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が第9の4の（1）のアにより決定されたものであること。
- (3) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。
- (4) 国等から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

3 リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格（農業機械の実勢価格をいう。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×補助率

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×補助率

4 リースに係る手続

(1) リース事業者等の決定

ア リース事業者

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別記様式第4号により、入札結果報告を生産局長に提出するものとする。

イ 農業機械の販売者

事業実施主体は、交付決定後、農業機械の改良を行う事業実施主体に農業機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別記様式第4号により、入札結果報告を生産局長に提出するものとする。

(2) リース料助成金の支払

事業実施主体は、(1)のアの入札結果及びリース契約に基づき農業機械がリース利用者に導入され、当該リース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第9の3により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(3) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

第10 補助金の返還等

生産局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、生産局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

ア 生産局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき

イ 第12に定める事業評価等の報告を怠ったとき

ウ 農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき

エ 相談窓口の取組が継続していないとき

オ 地域相談会や栽培技術研修が適切に行われていないことが明らかになったとき

カ 実証の取組が継続していないこと及び適切な管理が行われていないことが明らかになったとき

キ 技術アドバイスが適切に行われていないことが明らかになったとき

ク リース契約を解約又は解除したとき

ケ リース利用者のいずれかが事業を中止したとき

コ リース物件が消滅又は消失したとき

サ 締結されたリース契約が、第9の2のリース契約の条件に合致しないことが明

らかとなったとき

シリーズ事業において導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断されるとき

第11 事業実施状況の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は要綱第6の3に基づき、事業実施状況の報告は別記様式第5号により事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに事業の結果、成果等を生産局長に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標が達成されていないと判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第12 事業の評価

1 事業実施主体は、要綱第7の7に基づき、事業の自己評価及びその報告について、別記様式第6号により成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに生産局長に提出するものとする。

2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第7号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第13 指導監督

生産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）及びリース利用者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、生産局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第14 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとし、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

1 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、別

紙様式第10号により遅滞なく生産局長に報告すること。

- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

第15 収益納付

- 1 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別記様式第11号により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- 2 生産局長は、1の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。
 - (1) 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額
 - (2) 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額
- 3 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

第16 その他

1 不正行為に対する措置

生産局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

2 地域の生産体制強化・需要創出事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表3のⅡの事業実施主体の欄の「協議会」及び「その他農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。
- 2 ただし、第3の1の(2)のクの(ア)及び(イ)に掲げる事業の事業実施主体は、それぞれ別紙1及び別紙2に定めるとおりとする。

第2 対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるもの）その他の地域特産作物（国内で地域特性を活かして生産され、通常何らかの加工を施して利用される作物（こんにゃくいも、ホップ、繭・生糸、繊維原料、いぐさ・畳表、油糧作物、染料作物及び和紙原料作物等））とする。

第3 事業の内容等

1 事業の内容

本事業の事業内容は、以下のとおりとし、地域特産作物の各地域における生産や販売の実情を踏まえて、各地域で抱える作物ごとの課題等の解決に向けて、以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、効果的・効率的に実施するものとする。

(1) 検討会の開催

事業実施主体は、地域特産作物の生産体制の強化や需要の拡大に資する取組を実施するため、学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者、実需者等の本事業の推進に必要な構成員による検討会を開催し、事業全体の方針・内容の検討、地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うものとする。

なお、検討会は(2)又は(3)の取組を行う場合に実施するものとする。また、検討会の構成員には関係行政機関を必須とする。ただし、対象作物が茶の場合はこの限りではない。

(2) 生産体制の強化

ア 栽培実証ほの設置

事業実施主体は、地域特産作物の新たな産地の育成、既存産地における高品質化や低コスト化等に向けて、地域条件に適応した栽培技術を確立させるために必要な栽培実証ほを設置することができるものとする。

なお、収穫まで複数年を要する薬用作物等の地域特産作物にあつては、収穫までに要する年数相当分（ただし、3年相当分を超えないものとする。）のほ場借り上げ等の経費を補助対象経費として計上することができるものと

する。

イ 種苗等増殖実証ほの設置等

事業実施主体は、地域特産作物の優良種苗の確保、生産性や品質の向上に向けて、優良種苗の安定な生産及び供給を図るための栽培技術の確立に必要な種苗増殖実証ほの設置や種苗等の増殖を行うことができるものとする。この場合には、(1)の検討会において産地の安定的な種苗供給に関する方針について検討するものとする。

ただし、必要に応じて、取組の初年度から3年間を上限に取り組むことができるものとする。

ウ 新たな栽培技術等の実証導入

事業実施主体は、低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証導入のために必要な農業機械等について、リースにより導入できるものとする。

エ 関連設備・農業機械の開発・改良

事業実施主体は、地域特産作物の新たな産地の育成や生産拡大等に資する低コスト化や品質の安定・向上等に必要な設備や農業機械について、市販されている農業機械又は既に事業実施主体が所有している農業機械を活用した開発や改良すること及び事業実施主体や事業実施主体の構成員が所有する関連設備を改修することができるものとする。

なお、事業実施主体が自ら農業機械等の改良を行う場合には、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。

オ 栽培マニュアルの作成

事業実施主体は、アからエの取組を実施した場合に栽培技術を普及させるためのマニュアルを作成することができるものとする。

カ 課題等解決のための調査・分析

事業実施主体は、輸出相手国に関する必要な調査・分析、国内マーケットの動向調査・分析、残留農薬や機能性成分の分析、地域の気象状況の詳細調査・分析を実施するなど、産地の課題等の解決の取組に必要な調査・分析を実施することができるものとする。

キ マッチングの開催

事業実施主体は、実需者ニーズに対応した生産体制の確立に資するため、地域特産作物が有する機能性や産地の特徴的な取組の紹介、生産者と実需者との交流の場の設定など、産地と実需者の連携の機会を提供するマッチングを実施することができるものとする。

ク 茶の改植等及び未収益期間を有する薬用作物の新植の促進

事業実施主体は、茶の高品質化や魅力ある商品づくり等による収益性の向上に向けて、茶園の若返りや競争力のある品種や栽培方法への転換を図るために、改植等（改植（移動改植を含む。）、新植、棚施設を利用した栽培方法への転換、台切り、茶園整理、てん茶生産のための直接被覆栽培及び有機栽培をいう。以下同じ。）を実施するものとする。また、薬用作物（漢方製剤

・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの）の新たな産地の育成や既存産地の生産体制の強化を促進するため、未収益期間を有する薬用作物の新植の促進を実施するものとする。

(ア) 国は、茶の改植等を行う者に対し、別紙１に定めるところにより、改植（移動改植を含む。）、新植、茶園整理、棚施設を導入するための資材費、てん茶生産のための直接被覆栽培及び有機栽培の導入に要する経費の一部並びに改植、棚施設を利用した栽培方法への転換及び台切りの実施後に未収益となる期間に要する経費の一部を補助することができるものとする。

(イ) 国は、事業実施主体又は受益農業従事者が実需者との間で初めて栽培契約を締結する薬用作物に関して、別紙２に定めるところにより、その契約分について収穫までの未収益となる期間に要する経費の一部を補助することができるものとする。ただし、(２) のア、イ、オ、カ、(３) のア、イのいずれかを併せて実施する場合又は同様の取組が既に実施されている場合に限るものとする。

ケ 農業機械等リース支援

国は、茶及びいぐさの効率的かつ持続的な生産体制の確立に向けて、生産コストの低減や生産方式の合理化等を図るため、リースによる別紙３に定める農業機械等の導入を補助することができるものとする。

(３) 需要の創出

ア 消費者・実需者ニーズ等の把握

事業実施主体は、地域特産作物を利用した新たな商品開発や既存商品の高品質化に向けて、消費者や実需者のニーズ、市場動向、その他需給に関する情報について、調査を行うことができるものとする。

イ 実需者等と連携した商品開発

事業実施主体は、産地の地域特産作物の生産拡大や生産者の収益性の向上に資するため、実需者等との連携による産地の地域特産作物を利用した商品の開発に必要な試作、パッケージの開発・改良、試作品のPRのためのパンフレット等の作成、試食会、商談会等の開催ができるものとする。

ウ 製造・加工技術の確立

事業実施主体は、消費者や実需者のニーズに対応した製品の提供による需要の創出や拡大に向けて、地域特産作物を原料とした品質や付加価値が高い製品の製造・加工技術の確立を図るために取組を実施することができるものとし、あわせて、この取組を実施するために必要な機械や品質管理機器等の整備をリースにより導入することができるものとする。

エ 消費者等の理解促進

事業実施主体は、消費者や実需者の認知度の低い各産地の地域特産作物について、消費地等における地域特産作物に対する消費者の理解促進や認知度の向上を図るためのパンフレットの作成、試飲・試食会等が実施できるものとする。なお、(３) のア、イ又はウを行う場合に実施できるものとする。

２ 事業の委託

1の(2)のアからキ及びクの(イ)並びに(3)のアからエまでの取組は、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。)に委託することができるものとする。なお、1の(2)のクの(イ)については、別紙1に定めるとおりとする。また、委託を行うことができるのは、補助金の額の50%未満に係る業務のみとし、事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認められない。

3 補助率

補助率は、定額とする。ただし、1の(2)のウ、ケ及び2の(3)のウに係る農業機械等のリースにあつては1/2以内とする。

第4 補助要件

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

1 共通

(1) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が、5名以上であること。

なお、第3の1の(2)のクの(ア)についてはこの限りではない。

また、受益農業従事者数が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者等を募ること等により、5名以上になるように努めるものとする。

(2) 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること。

(3) 茶を対象作物として、第3の1の(2)のウ及び(3)のウの「農業機械等のリース導入」の取組を行う受益農業従事者については、少なくとも1名以上が「人・農地プラン」(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める「人・農地プラン」または「経営再開マスタープラン」(地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める「経営再開マスタープラン」をいう。)に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれる。

(4) 第3の1の(2)のアの栽培実証ほを設置する場合は、1品目当たりの設置面積(又は30年度中における計画設置面積)が原則として5アール以上であること。また、第3の1の(2)のイの種苗増殖実証ほを設置する場合には、優良種苗を計画的に供給するために必要な設置面積を確保すること。

2 第3の1の(2)のクを実施する場合は、別紙1及び別紙2の定めによる。

3 第3の1の(2)のケの農業機械等リース支援を実施する場合は、別紙3に定める審査基準を満たしていること。

第5 補助

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業に直接要する以下に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙5に掲げる費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととし、補助金の使途について厳正に管理し、使途を証明する領収書等の関係書類等を整備しておくものとする。

- (1) 検討会の開催の実施に係る事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等
 - (2) 栽培実証ほの設置に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
 - (3) 種苗増殖実証ほの設置に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
 - (4) 新たな栽培技術等の実証導入に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
 - (5) 関連設備・農業機械の開発・改良の実施に係る備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
 - (6) 栽培マニュアルの作成に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
 - (7) 課題等解決のための調査・分析に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
 - (8) マッチングの開催に係る事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等
 - (9) 茶の改植等及び未収益期間を有する薬用作物の新植の促進に係る備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
 - (10) 別紙3の第2に定める審査基準に適合する農業機械等リース支援に係る経費
 - (11) 消費者・実需者ニーズ等の把握に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
 - (12) 実需者等と連携した商品開発に係る備品費、事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等
 - (13) 製造・加工技術の確立に係る備品費、事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等
 - (14) 消費者等の理解促進に係る事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等
- ### 2 次の取組は、国の補助の対象としない。
- (1) 国等の他の補助事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
 - (2) 事業実施主体又はその構成員が自力により実施中又は既に完了している取組に係る経費
 - (3) 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費

- (4) 販売促進のためのPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
- (5) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第6 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。

第7 成果目標及び目標年度

要綱第4の事業の成果目標及び目標年度は、次のとおりとする。

1 成果目標及び基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別紙4に定めるところによるものとする。

2 目標年度

成果目標の達成年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

- (1) 第3の1の(2)のア及びイについて、薬用作物等の栽培期間（播種・植付から収穫まで）が2年間を超えるため、事業実施年度の翌々年度までに実証結果が得られない場合は、実証の最終年度の翌年度とする。
- (2) 第3の1の(2)のクの(ア)については、別紙1の第2の4のア、ウ、エ、オ、カ、ク、ケの取組を行う場合は支援対象年度の3年後、別紙1の第2の4のイ及びコの取組を行う場合は支援対象年度の4年後、別紙1の第2の4のキの取組を行う場合は支援対象年度の翌年度を目標年度とする。
- (3) 第3の1の(2)のクの(イ)については、薬用作物の収穫年とする。

第8 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき本事業の事業実施計画を別記様式第1号及び第1号ー2により作成し、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、第3の1の(2)のクの(ア)の茶の改植等の支援については、茶改植等支援実施計画及び品質向上戦略、第3の1の(2)のクの(イ)の薬用作物未収益期間の支援については、薬用作物未収益期間支援実施計画、第3の1の(2)のケの農業機械等リース支援については、茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画を作成し、事業実施計画と併せて提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、事業実施計画等の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業

実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。

(3) 要綱第5の1の(3)の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は第8の2の(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 取組の中止又は廃止

ウ 事業実施主体の変更

エ リースにより導入する農業機械等又は当該農業機械等を利用する者(以下、「リース利用者」という。)の変更

オ 事業費の30%を超える増又は補助事業費の増

カ 事業費又は補助事業費の30%を超える減

2 事業実施手続等

事業の実施手続きについては、次のとおりとする。

(1) 地方農政局長等の承認

別に定める産地活性化総合対策事業の茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画は、要綱第5の2の地区事業の事業実施計画についての地方農政局長等の承認を得たものとみなす。

ア 第4の補助要件を全て満たしていること

イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること

ウ 取組の内容が事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること。

エ リースにより農業機械等を導入しようとする場合は、以下の(ア)及び(イ)を満たすこと

(ア) 当該リース対象農業機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること

(イ) 当該リース対象農業機械等の規模及び能力が、実施する実証ほ、茶園等の面積の規模等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

オ 農業機械等の開発・改良を行うのに必要な農業機械等を購入しようとする場合は、以下の(ア)及び(イ)を満たすこと

(ア) 当該購入対象農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業実施期間にわたり、十分な利用が見込まれること

(イ) 当該購入対象農業機械等の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

(2) 地方農政局長等の通知

地方農政局長等は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、産地活性化総合対策事業推進費補助金交付要綱第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第9 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項

1 リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第3の1の(2)のウ、エ、ケ及び(3)のウに係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、第3の1の(2)のウ及びエについては次に掲げる農業機械等は対象機械から除くものとする。なお、第3の1の(2)のケの茶及びいぐさに係るリースを行う農業機械等の範囲は、別紙3のとおりとする。

ア トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン

イ 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等

ウ 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械（ただし、上限について地方農政局長等が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。）

エ 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等

オ リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械

2 リース契約の条件

リース契約（リース利用者と当該リース利用者が導入する農業機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の２者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、第３の１の（２）のケに係るリース契約の条件については、上記のほか、別紙３のとおりとする。）。

- （１）第８の２により承認された事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。
- （２）リース事業者及びリース料が第９の４の（１）のアにより決定されたものであること。
- （３）リース期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数）以内であること。
- （４）国等から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

３ リース料助成金の額の計算方法

第３の１の（２）のウ、ケ及び（３）のウに係るリースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額（別紙３の第１の２の（２）については、１台当たり２５０万円を上限）の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格（農業機械の実勢価格をいう。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を３６５で除した数値の小数第３位の数字を四捨五入して小数第２位で表した数値とする

- （１）リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×補助率
- （２）リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×補助率

４ リース等に係る手続

（１）リース事業者等の決定

ア リース事業者

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別記様式第４号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

イ 農業機械の販売者

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別記様式第４号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

（２）リース料助成金の支払

事業実施主体は、４の（１）のアの入札結果及びリース契約に基づき農業機

械がリース利用者に導入され、当該リース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、3により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(3) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

第10 補助金の返還等

地方農政局長等は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

ア リース契約を解約又は解除したとき

イ 事業実施主体又はリース利用者のいずれかが事業を中止したとき

ウ リース物件が消滅又は消失したとき

エ 農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき

オ 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき

カ 締結されたリース契約が、第9の2に定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき

キ 第12に定める事業評価等の報告を怠ったとき

ク リースにおいて導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断されるとき

ケ 実証ほの取組が継続されていないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

コ 茶の改植等の取組の態様や薬用作物の栽培が継続されてていないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

第11 事業実施状況の報告及び指導

1 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施状況の報告について、別記

様式第5号により事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度から目標年度までの間、当該年度における事業の実施状況を翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、第3の1の(2)のクの(ア)の茶の改植等の支援については、別紙1、第3の1の(2)のケの農業機械等リース支援については、別紙3の定めによるところとする。

- 2 地方農政局長等は、1による事業実施状況の報告の内容について審査し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し必要に応じ成果目標の達成に向けた指導を行うものとする。

第12 事業の評価及び改善指導

- 1 事業実施主体は、要綱第7の1に基づき、事業の自己評価及びその報告について、別記様式第6号により事業評価報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。ただし、第3の(2)のクの(ア)については、実施する取組のうち最後の成果目標年度の翌年度に、全ての取組の事業評価の報告を行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に基づく事業評価が成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、気象被害等外的な要因により、自己評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で自己評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- 4 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で自己評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 6 地方農政局長等は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。
なお、公表は、別記様式第8号-1により行うものとする。
- 8 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長等は、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を、別記様式第9号により提出させるものとする。

- 9 地方農政局長等は、8により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 10 地方農政局長等は、8による目標達成に向けた取組終了後、事業実施主体に再度事業評価を提出させるものとする。

第13 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）及びリース利用者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第14 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとし、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- 1 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、別記様式第10号により遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第15 収益納付

- 1 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別記様式第11号－1により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに

地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。

2 地方農政局長等は、1の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

(1) 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

(2) 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

3 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長等は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

第16 その他

1 不正行為に対する措置

地方農政局長等は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

3 甘味資源作物等支援事業

I 国内産いもでん粉高品質化推進事業

第1 事業内容

国内産いもでん粉高品質化推進事業の具体的内容は次に掲げるものとし、事業実施主体は、必要に応じてこれらを適宜選択して実施できるものとする。

1 でん粉原料用いもの適正生産技術の確立

でん粉原料用いも（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。）第33条の指定地域の区域内において生産されるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょをいう。以下同じ。）の生産の安定化及び低コスト化のための栽培技術を確認する取組とする。

2 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立

高品質の国内産いもでん粉（でん粉原料用いもを原料として国内で製造されるでん粉をいう。以下同じ。）の製造・加工技術を確認する取組又は高品質の国内産いもでん粉を活用した新商品の開発に関する取組とする。

3 でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立

国内産いもでん粉製造施設から排出される廃棄物を有価物化する技術を確認する取組とする。

4 品質管理機器の整備

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化のための品質管理機器及びソフトウェアの導入又はでん粉原料用いもの品質の向上や安定化のための品質管理機器及びソフトウェアの導入を実施する。

第2 事業実施主体

要綱別表のⅢの3の1の事業の事業実施主体は次に定める基準を満たすこととする。

1 要綱別表のⅢの3の1の事業の事業実施主体の欄の6又は8に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

2 要綱別表のⅢの3の1の事業の事業実施主体の欄の6に掲げる者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とする。事業実施計画の承認を受けた事業の実施については、承認を受けた当該年度の単年度実施とする。

第4 事業の成果目標

1 要綱第4の生産局長等が別に定める成果目標は、事業実施主体が、選択する事業内容に沿った目標を設定するものとする。

2 事業実施主体が事業実施計画に設定する成果目標の年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき事業実施計画を、別記様式第1号及び第1号-3により作成し、地方農政局長（主に事業を実施する区域が北海道である場合は北海道農政事務所長、沖縄県である場合は内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、本要領第5の2の(1)に準じて行うものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 補助事業費の3割を超える増減

2 事業の承認

- (1) 地方農政局長は、要綱別表のⅢの3の1の事業の補助要件の欄に掲げる要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2に基づき事業実施計画の承認を行うものとする。

ただし、別に定める産地活性化総合対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち甘味資源作物等支援事業（国内産いもでん粉高品質化推進事業）公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画については、当該承認を受けたものとみなす。
- (2) 地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行う場合には、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、各事業内容ごとに直接要する次に掲げる経費であって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認で

きるものとする。

また、その経理に当たっては、別記1の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

ア でん粉原料用いもの適正生産技術の確立

でん粉原料用いもの適正生産技術を確立するための取組を実施する上で必要となる経費であって、新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示場の設置に係る借上費、技術検討会や講習会を開催するための会場借料、専門家等の委員旅費・謝金、技術の確立に必要な研究又は実証の取組の一部分に係る委託費、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

イ 国内産いもでん粉の高品質化製造技術等の確立

国内産いもでん粉の高品質化製造技術等を確立するための取組を実施する上で必要となる経費であって、でん粉製造・加工技術の実証試験や国内産いもでん粉を活用した加工品の開発に要する原材料費、製造設備等の借上経費、技術の確立に必要な研究又は実証の取組の一部分に係る委託費、分析費等を対象とする。ただし、製造設備等の整備費は、本事業では補助の対象としない。

ウ でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立

でん粉工場廃棄物の有価物化技術の確立のための取組を実施する上で必要となる経費であって、当該技術の実証装置や設備の借上費、原材料費、分析費、技術の確立に必要な研究又は実証の取組の一部分に係る委託費等を対象とする。

エ 品質管理機器の整備

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化、でん粉原料用いものの品質安定化に資する品質管理機器及びソフトウェアの導入に要する経費を対象とする。

2 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産の推進を主目的としない取組
- (3) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (4) 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催
- (5) 1件当たりの取得価格が50万円以上の備品、器具等を取得する取組

3 2の(5)の規定にかかわらず、50万円以上の備品を取得する取組のうち1のエの品質管理機器及び政策統括官が特に必要と認めたものについては、本事業の補助対象とすることができる。

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに、事業の結果及び成果等について別記様式第5号及び第5号-3により地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長は、1の実施状況報告の内容について検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときには、事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 収益の納付等

- (1) 要綱別表のⅢの3の1の(2)の事業を実施し、当該事業終了の翌年度から起算して5年の間において、当該事業の成果による収益が生じた場合は、事業実施主体は、毎年度、別記様式第11-2号により収益の状況を記載した収益状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認められる場合には、原則として、毎会計年度の収益額に、当該知的財産権等の取得に係る事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。
- (3) (2)により収益を納付すべき期間は、当該事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、当該知的財産権等に係る事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

第8 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式第6号及び第6号-3により、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第8号-2によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長は、政策統括官に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第8号-2により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第9号及び第9号-1により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを政策統括官に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

(別記1)
補助対象経費

国内産いもでん粉高品質化推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な品質管理機器、試験・調査備品の経費 ただし、備品の購入はリース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。(ただし、品質管理機器を除く。)	・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D - R O M等の少	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		額（３万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（３万円未満）な器具等	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	旅費	事業を実施するために必要な技術指導、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	研修旅費	事業を実施するために必要となる旅費・受講料等の研修費用	・（別記２）種ばれいしょ産地育成支援事業のみ対象とする。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる本事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の５０％未満とすること。 ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それ	

		だけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注2) 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うこと。ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができる。なお、入札が困難又は不適當な場合で、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。

Ⅱ 農業機械等リース支援事業

i さとうきび農業機械等リース支援事業

第1 事業の内容等

本事業は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とのリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により、次に掲げる農業機械等のいずれかを導入する事業とする。

1 事業の内容

(1) 農業機械

- ア ケーンハーベスタ（収納袋を含む。）
- イ 株出管理作業機
- ウ 苗植付機
- エ 乗用トラクター
- オ 防除用機械
- カ 堆肥散布機
- キ 肥料散布機
- ク 耕土改良用機械
- ケ 耕うん用機械
- コ 碎土整地用機械
- サ 栽培管理用機械
- シ 搬出機
- ス 脱葉機

(2) 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。）

- ア 設置型農業用タンク

- イ 灌水ポンプ
- ウ 点滴チューブ
- エ スプリンクラー

2 事業実施主体

実施要綱別表の3の2の事業の事業実施主体の欄に定める事業実施主体は、次に定める基準を満たすものとする。

- (1) 実施要綱別表の3の2の事業の事業実施主体の欄の4から6までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- (2) 実施要綱別表の3の2の事業の事業実施主体の欄の7及び8の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

3 補助要件

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 受益農家が3戸以上であること。ただし、事業開始後に受益農家戸数がやむを得ず3戸を満たなくなった場合は、事業実施主体は、新たに事業参加者を募る等により、受益農家戸数が3戸以上になるよう務めるものとする。
- (2) 事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること。
- (3) 既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。
- (4) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。
- (5) 導入を予定している農業機械等が、第4の2の（4）の目標達成に直結することであること。
- (6) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
- (7) 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
- (8) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (9) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (10) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

第2 助成

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 本事業の助成の対象となる経費は、リース事業者とのリース契約に係る諸費用の

うち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 固定資産税（償却資産）
- (3) 金利
- (4) その他政策統括官が特に必要と認めるもの

4 リース事業者とのリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第4の2により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- (2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。
- (3) 本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって助成対象額とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

5 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) リース料助成額＝（リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）＋リース諸費用）×6/10以内

(2) リース料助成額＝（（リース物件価格－残存価格）＋リース諸費用）×6/10以内

6 リース助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率

的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第3 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。

第4 事業実施手続等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第5の1（1）に基づき、別記様式第1号及び第1号－4により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方農政局長は、1により提出された事業実施計画が、次に掲げる全ての事項を満たす場合には、当該計画を別記様式第2号により承認するものとする。
 - （1）第1の3の補助要件を満たしていること。
 - （2）取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。
 - （3）取組の内容が事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
 - （4）以下の目標を1つ以上設定していること。

なお、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

ア 10a当たりの労働時間を10%以上削減

イ 生産量を5%以上増加

ウ 株出栽培の10a当たり収量を5%以上増加
 - （5）事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

特に、ケーンハーベスタの導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。
- 3 事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図ることとする。
- 4 助成の対象となる農業機械等は、原則として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後から事業実施年度末日までにリース契約が締結され、かつ、導入されたものとする。
- 5 実施要綱第5の1（3）の政策統括官が別に定める事業実施計画の重要な変更については、次に掲げるものとする。
 - （1）事業の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体の変更
 - （3）農業機械等の変更
 - （4）事業費又は事業量の30%を超える変更

第5 事業の着手等

- 1 本事業によるリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、リース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。
- 2 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価なリース契約を締結するものとする。

- 3 事業実施主体は、第1の事業内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長に届け出るものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、この場合、事業実施主体は、交付決定の有無に関わらず自らの責任において事業に着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第9814号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度から事業実施目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第5号及び別記様式第1号ー4により地方農政局長に報告するものとする。

また、事業実施目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合は、別記様式第5号及び第5号ー4により地方農政局長に報告するものとする。

- 2 1により報告を受けた地方農政局長は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業実施主体は、交付要綱第11第1項の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別記様式第4号により併せて提出するものとする。

第7 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、実施要綱第7の1に基づき、別記様式第6号及び第6号ー3に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長による点検評価

- (1) 1により報告を受けた地方農政局長は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。
- (2) 地方農政局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 地方農政局長は、天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- (4) 事業実施主体は、地方農政局長から(2)又は(3)の指導等を受けた場合は、当該指導に従い再度事業評価を実施し、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

- (5) 地方農政局長は、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。
- (6) 地方農政局長は、点検評価の実施に当たっては、別記様式第8号-3により行うものとする。
- (7) 地方農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第9号及び第9号-1に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- (8) 地方農政局長は、報告を受けた事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、別記様式第8号-3により公表するものとする。

第8 国と関係県の情報共有等

- 1 地方農政局長は、公募要領に基づき申請のあった応募者から提出された応募書類について、関係県に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた県は、応募書類について、関係県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長を経由して、政策統括官に応募書類の内容等について意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた政策統括官は、公募要領による本事業における事業実施主体の選定の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、その審査結果について地方農政局長を経由して、関係県に情報提供するものとする。

第9 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

第10 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

ii 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業

第1 事業の内容等

本事業は、農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とリース契約（事業実施主体とのリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸借に関する契約をいう。）により、次に掲げる農業機械等のいずれかを導入する事業とする。

1 事業の内容

(1) 北海道畑作（てん菜及びばれいしょ生産）農業機械

- ア 育苗用機器（土詰・床土調整機、は種機、苗運搬機等）
- イ ソイルコンディショニング施工機（ベッドフォーマー、セパレータ）
- ウ プランター
- エ ブームスプレーヤ
- オ 茎葉裁断機
- カ ハーベスタ
- キ 除土積込機
- ク セルフアンローダー
- ケ 粗選別機
- コ 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

（ア）専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること。

（イ）イからカまでに掲げる農業機械をけん引するためのものであること。

（ウ）導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

（エ）乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

(2) 南九州畑作（かんしょ生産）農業機械

- ア プランター
- イ 防除用機械
- ウ 茎葉裁断機
- エ ハーベスタ

(3) 対象品目

対象品目は、北海道においてはてん菜及びばれいしょ、南九州においてはかんしょとする。

2 事業実施主体

実施要綱別表の3の2の事業の事業実施主体の欄に定める事業実施主体は、次に定める基準を満たすものとする。

- (1) てん菜、ばれいしょ又はかんしょの生産振興の取組を行うものであるものとする。
- (2) 実施要綱別表の3の2の事業の事業実施主体の欄の4から6までの者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。
- (3) 実施要綱別表の3の2の事業の事業実施主体の欄の7及び8の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあることのほか、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。

3 補助要件

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 受益農家が3戸以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸を満たなくなった場合、新たに参加者を募ること等により、3戸以上と

なるよう努めるものとする。

- (2) 事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項及び第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあること
- (3) 既存の農業機械等の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、助成の対象としないものとする。
- (4) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。
- (5) 導入を予定している農業機械等が、第4の2の（4）の目標達成に直結するものであること。
- (6) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
- (7) 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
- (8) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (9) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第2 助成

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
- 2 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 リース事業者とのリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 第4の2により承認された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
 - (2) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。
 - (3) 本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

 - ア 事業実施主体の自社調達の場合
原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
 - イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合
取引価格をもって助成対象額とする。
ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。
 - ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費に計上する。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

- 4 リース事業に係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) リース料助成額＝（リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2
以内

(2) リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

- 5 リース助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第3 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。

第4 事業実施手続等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第5の1（1）に基づき、別記様式第1号及び第1号－5により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長をいう。以下同じ。）その承認を受けるものとする。

- 2 地方農政局長は、1により提出された事業実施計画が、次に掲げる全ての事項を満たす場合には、当該計画を別記様式第2号により承認するものとする。

(1) 第1の3の補助要件を満たしていること。

(2) 取組の内容が事業の趣旨に合致したものであること。

(3) 取組の内容が事業実施地区が所在する道県又は市町村と連携したものであること。

(4) 以下の目標を1つ以上設定していること。

なお、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

ア 受益地区において、作付面積を1%以上増加

イ 受益地区において、労働時間を10%以上削減

ウ 受益地区において、10a当たり収量を2%以上増加

エ 受益地区において、高糖性、加工適性、病虫害抵抗性等を有する優良品種の作付面積を5ポイント以上増加

又は、

受益地区において、当該品種を作付けすることにより、事業対象品目の現行

作付面積のうち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加

- (5) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- 3 事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図ることとする。
- 4 助成の対象となる農業機械等は、原則として補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後から事業実施年度末日までにリース契約が締結され、かつ、導入されたものとする。
- 5 実施要綱第5の1（3）の政策統括官が別に定める事業実施計画の重要な変更については、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 農業機械等の変更
 - (4) 事業費又は事業量の30%を超える変更

第5 事業の着手等

- 1 本事業によるリース契約は、交付決定後に行うこととし、交付決定後に事業実施主体は、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別記様式第4号により、入札結果報告を地方農政局長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、原則として一般競争入札により最も安価なリース契約を締結するものとする。
- 3 事業実施主体は、第1の事業内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により地方農政局長に届け出るものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、この場合、事業実施主体は、交付決定の有無に関わらず自らの責任において事業に着手するものとする。

また、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生産第9814号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度から事業実施目標年度の翌年度までの間、毎年度、7月末日までに、前年度における事業実施状況を別記様式第5号及び別記様式第1号－5により地方農政局長に報告するものとする。

また、事業実施目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合は、別記様式第5号及び第5号－4により地方農政局長に報告するものとする。

- 2 1により報告を受けた地方農政局長は、実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対して改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業実施主体は、交付要綱第11第1項の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別記様式第4号により併せて提出するものとする。

第7 事業実施結果の評価

1 事業評価の実施

事業実施主体は、実施要綱第7の1に基づき、別記様式第6号及び第6号-3に定める評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長による点検評価

- (1) 1により報告を受けた地方農政局長は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 地方農政局長は、天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- (4) 事業実施主体は、地方農政局長から(2)又は(3)の指導等を受けた場合は、当該指導等に従い再度事業評価を実施し、速やかに地方農政局長に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長は、点検評価の実施に当たっては、別記様式8号-3により行なうものとする。
- (6) 地方農政局長は、地域農業及び社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度に加え、事業実施計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。
- (7) 地方農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては、事業効果が十分に発揮されるよう、事業実施主体に対し、別記様式第9号及び第9号-1に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- (8) 地方農政局長は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに政策統括官に報告するとともに、別記様式第8号-3により公表するものとする。

第8 国と関係道県の情報共有等

- 1 地方農政局長は、公募要領に基づき申請のあった応募者から提出された応募書類について、関係道県に情報提供をするものとする。
- 2 1の情報提供を受けた道県は、応募書類について、関係道県における農業の振興方針等に照らし必要と認めるときは、地方農政局長を経由して、政策統括官に応募書類の内容等について意見を提出することができる。
- 3 2の意見の提出を受けた政策統括官は、公募要領による本事業における事業実施

主体の選定の審査に際し、当該意見について十分配慮するとともに、その審査結果について地方農政局長を経由して、関係道県に情報提供するものとする。

第9 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

第10 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

茶の改植等について

別添 2 の第 3 の 1 の (2) のケの (ア) の茶の改植等 (改植 (移動改植を含む)、新植、棚施設を利用した栽培方法への転換、直接被覆栽培への転換、台切り、茶園整理及び有機栽培への転換) の実施に当たっては、別添 2 に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

第 1 定義

- 1 本事業において「改植等」とは、改植 (移動改植を含む。2 を除き、以下同じ。)、新植、棚施設を利用した栽培法への転換、台切り、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入及び有機栽培への転換をいう。
- 2 本事業において「改植」 (移動改植を除く。) とは、茶園において、茶樹の樹体を根本から切断 (以下「伐採」という。) し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいう。
- 3 本事業において「移動改植」とは、茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。
- 4 本事業において「新植」とは、優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。
- 5 本事業において「棚施設を利用した栽培法への転換」とは、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。
- 6 本事業において「台切り」とは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さ (地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ) で茶樹を切断することをいう。
- 7 本事業において「茶園整理」とは、品質向上戦略に位置づけられた茶園において伐採を実施した後、抜根することをいう。
- 8 本事業において「直接被覆栽培への転換」とは、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培方法に転換することをいう。
- 9 本事業において「有機栽培への転換」とは、有機 J A S 等認証と同等以上の取組を行う栽培方法に転換することをいう。
- 10 本事業において「未収益支援」とは、改植等 (新植、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入及び有機栽培への転換を除く。) の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を補助する事業
- 11 本事業における「支援対象年度」とは交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までの期間をいう。
- 12 本事業において「支援対象面積」とは、茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、別記 1 に定める方法により算定した面積をいう。

第 2 事業内容

1 事業概要

本事業は、事業実施主体が、2及び3に定める要件を満たす茶の生産者に対し、4に定めるところにより補助金を交付する事業とする。

2 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。なお、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、支援対象者は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく畑作物共済や収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

（1）茶生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が、20アール以上である又は当該茶生産者グループに参画する全ての支援対象者の茶園面積の合計の1割以上を占めていること。

（2）茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。

（3）茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、「人・農地プラン」（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める「人・農地プラン」又は「経営再開マスタープラン」（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める「経営再開マスタープラン」をいう。）に中心となる経営体として現に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に規定する農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれることとする。

（4）4のイに掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

ア 40アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと

イ 次の①～⑤の5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

① ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置

② 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

③ 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

④ 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

⑤ 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

（5）4のキに掲げる茶園整理の支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

ア 茶園整理を実施したほ場の適切な土地利用計画を策定すること

（6）その運営に係る規約その他の規程が定められていること。

（7）生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が改植等を実施する年度の前年度（前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあつては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設とする。

3 支援の対象となる茶園

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 改植等（新植及び茶園整理を除く。）については、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
- (2) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等（新植及び茶園整理を除く。）実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。
- (3) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する品質向上戦略に定めた地域内にあること。
- (4) 当該茶園について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出していないこと。ただし、茶園整理についてはこの限りではない。
- (5) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転若しくは賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。ただし、茶園整理についてはこの限りではない。
- (6) 過去に本事業による支援の対象となった茶園でないこと。ただし、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入に対する支援、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入に対する支援及び有機栽培への転換に対する支援を受ける茶園についてはこの限りではない。
- (7) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植等が行われる茶園でないこと。
- (8) 有機栽培への転換を実施する茶園にあつては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得すること。

4 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10アール当たり単価の欄に掲げる金額とする。

支援内容	10アール当たり単価
ア 改植に伴う未収益支援①	141,000円
イ 改植に伴う未収益支援②※	181,000円
ウ 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
エ 台切りに伴う未収益支援	70,000円
オ 改植支援	152,000円
カ 新植支援	120,000円
キ 茶園整理	50,000円

ク 棚施設を利用した栽培法への 転換に必要な資材の導入	100,000円
ケ 直接被覆栽培への転換に必要な 資材の導入	100,000円
コ 有機栽培への転換	100,000円

※イの改植に伴う未収益支援②の場合は、次の取組を行うこと。

①40アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと。

②次の（ア）～（オ）の5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと

（ア） ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置

（イ） 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

（ウ） 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

（エ） 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

（オ） 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

※上記のア～コに挙げる支援内容のうち、アとオ、イとオ、ウとク、アとオとコ、イとオとコ、ウとクとコ、アとコ、イとコ、ウとコ、エとコ、オとコ、カとコ、クとコ、ケとコは同時に取り組むことができる。

第3 事業実施主体及び事業実施区域

1 別添2の第1の1の（2）の定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

（1）事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）事業実施主体の構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

（4）国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

2 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

第4 事業実施手続

別添2の第8の1の（1）の茶改植等支援実施計画書及び品質向上戦略の手続は、次のとおりとする。

1 茶改植等支援実施計画書及び品質向上戦略

（1）事業実施主体は、毎年度、様式1により支援対象年度ごとの茶改植等支援実施計画書を作成し、かつ、事業実施初年度に様式2により支援対象年度ごとの品質向上戦略を作成し、別記様式第1号とともに地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）に提出し、そ

の承認を受けるものとする。

- (2) 事業実施主体は、(1) の茶改植等支援実施計画書の作成に当たり、事業実施区域内の茶生産者グループから、様式3により支援対象年度ごとに茶生産者グループ別事業実施計画書及び様式4により支援対象年度ごとに生産者別改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。
- (3) 改植作業において、定植の時期が翌年度の4月となる産地については、翌年度において本事業の予算が確保できた場合に支援を行うものとし、事業の申請時に茶改植等支援実施計画書の様式3の別添②資料を作成し、別添2の第6の(1)の承認を受けるものとする。
- (4) (1) から(3) までの規定は、茶改植等支援実施計画書、茶生産者グループ別事業実施計画書、生産者別改植等事業実施計画書及び品質向上戦略の変更について、準用する。

2 実施確認のための関係書類の作成

- (1) 事業実施主体は、事業実施に当たり、茶生産者グループから提出された1の(2)の生産者別改植等事業実施計画書において、改植等を行うこととなる計画の茶園が第2の3に掲げる要件を満たすことを確認(以下「事前確認」という。)するため、毎年度、別記2に定めるところにより、茶生産者グループから支援対象年度ごとの事前確認資料を提出させるものとする。
- (2) 事業実施主体は、毎年度、様式5及び6により、支援対象者が改植等を行ったことを確認(以下「事後確認」という。)するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

3 事業実績報告及び補助金の交付手続

- (1) 事業実施主体は、毎年度、茶生産者グループに対し、様式7により支援対象年度ごとの第6の1の(6)のイの通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)を提出させるものとする。
- (2) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、茶生産者グループに対し、様式8により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。
この場合において、事業実施主体は、茶生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

第5 事業実施確認・報告

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、第4の2の(1)により作成した事前確認資料により事前確認を行うものとする。
ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。
 - ア 改植等の取組が確実に実施されたこと
 - イ 実際の支援対象面積
 - ウ 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
 - エ 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用

されていないこと。

オ 茶園整理を行った場合にあっては、当該茶園の伐採及び抜根が完了していること。

カ 棚施設を利用した栽培法の転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。

キ 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹の覆われていること。

ク 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機 J A S 等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。

(3) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者や茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(4) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(5) 確認業務の委託

事業実施主体は、(1) 及び (2) に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ア 法人格を有していること。

イ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

ウ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

エ 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。

(6) 実施確認結果の通知

ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、様式 9 により確認結果を通知する。

イ アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を様式10により通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

実施要綱第 6 の 1 の報告について、事業実施主体は、第 2 の 4 のア、ウ、エ、オ、カ、ク、ケの取組を行う場合については支援対象年度の翌年度から 3 年後までの間、第 2 の 4 のイ及びコ of 取組を行う場合については同翌年度から 4 年後までの間、第 2 の 4 のキの取組を行う場合については同翌年度から 1 年後までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに即して、施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、様式11により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の 7 月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、2 の事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。
- (2) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

(別記 1)

支援対象面積の算定方法について

1 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(1) 改植（移動改植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(2) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(3) 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

(4) 棚施設を利用した栽培法への転換

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(5) 台切り

茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

(6) 茶園整理

茶樹の伐採及び抜根を行った面積

(7) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(8) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入

てん茶の生産を目的とし、茶期中に茶園を被覆資材で直接被覆する面積

(9) 有機栽培への転換を行った面積

有機 J A S 等認証と同等以上の取組を行う面積

2 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(1) 実測

現地において実測を行う。

(2) 図測

2,500分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、5,000分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(3) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(4) その他

(1)から(3)までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握することができるものとする。

3 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の

状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

- (1) 対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率
- (2) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等茶園の区画が整理されている地域に限る。）

(別記 2)

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料について

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うために必要な資料
(1) 改植に伴う未収益支援及び改植支援	【同一茶園の場合】 - 改植を行う前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 - ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票 - イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 【移動改植の場合】 - 茶樹の樹体の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (移動改植元の茶園の場合) - ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票 - イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 (移動改植先の農地の場合) - ウ 現況の写真（更地の状況） - エ 客観的に証明できる資料
(2) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	- 棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 - ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票 - イ 栽培日誌の写し - ウ 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
(3) 台切りに伴う未収益支援	- 台切りを実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、台切りを行う前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 - ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票 - イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
(4) 茶園整理	- 茶樹の伐採及び抜根を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、抜根前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (伐採及び抜根前の茶園の場合) - ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票 - イ 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
(5) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資料	- 棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 - ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票

材の導入	イ 栽培日誌の写し ウ 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
(6) 被覆栽培への転換に必要な資材の導入	・直接被覆栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、被覆栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票 イ 栽培日誌の写し
(7) 有機栽培への転換	・有機栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、有機栽培に転換する前の茶園がわかる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 ア 当該茶園の荒茶の出荷伝票 イ 栽培日誌の写し

薬用作物の未収益期間の支援について

別添 2 の第 3 の 1 の (2) のクの (イ) の薬用作物の未収益期間の支援の実施に当たっては、別添 2 に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

第 1 事業内容

1 事業概要

本事業は、薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるものに限る）の栽培期間において未収益となる期間に要する経費の一部を補助するものであり、事業実施主体が、2 及び 3 に定める要件を満たす薬用作物の生産者に対し、4 に定めるところにより補助金を交付する事業である。

2 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする薬用作物の生産者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれかの取組を現に行い、又は行うことを予定する生産者グループに参画している者でなければならない。

- (1) 生産コスト低減、作付面積の拡大及び収量の向上に向けた農業機械等の改良による機械化の推進
- (2) 栽培技術の確立に向けた実証ほの設置や栽培マニュアルの作成
- (3) 収益向上に向けた薬用作物の未利用部分を活用した商品開発

3 支援の対象となる薬用作物

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする生産者が栽培する薬用作物は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 収穫年を除く栽培年数が、1 年以上 4 年以下の薬用作物であること。
- (2) 実需者との間で契約が締結され、事業実施年度内に播種又は植え付けを行うものであること。
- (3) 2 年目以降、前年度と同一ほ場において適切な肥培管理が行われ、継続して栽培されているものであること。
- (4) 本事業以外の国庫補助事業により未収益期間の支援が行われる薬用作物ではないこと。
- (5) 事業実施主体又はその構成員（製薬企業等と契約を行う農業協同組合や生産組合等をいう。以下「契約団体」という。）が、製薬企業等との間で、従来当該製薬企業等に対して生薬原料として供給したことの無い品目を生薬原料として供給する旨の契約を締結する場合において、当該契約の対象となる品目（以下「契約品目」という。）であって、契約団体に属する生産者が当該契約に基づき作付けを行うものであること。

ただし、例えば契約の対象となる面積や数量が拡大した等の事情により、次年度以降、同一生産者が別のほ場において作付けを行う契約品目（以下「追加栽培分」という。）も契約対象とする場合には、追加栽培分も支援対象とすることができる

ものとする。

また、同様に、次年度以降、当該契約に基づく栽培に新たに参加する生産者（以下「新生産者」という。）が作付けを行う契約品目（以下「新生産者栽培分」という。）も契約対象とする場合には、製薬企業等と契約団体との初年度契約分の未収益期間内に新生産者が作付けを行うときに限り、新生産者栽培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、新生産者が作付けを開始した翌年度以降に作付けを行うときは、追加栽培分に関する定めを準用する。なお、追加栽培分（新生産者栽培分について準用する場合を含む。）への支援は、各生産者の初年度作付分の未収益期間内に限り行うものとする。

4 補助金の算定方法

- (1) 事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積10アール当たり40,000円とする。
- (2) 本事業における支援対象年度とは、交付決定の日から当該年度の3月31日までの期間をいう。また、支援対象面積とは、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる薬用作物の栽培面積として、(3)に定める方法により算定した面積をいう。

(3) 支援対象面積の算定方法

ア 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の薬用作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

イ 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(ア) 実測

現地において実測を行う。

(イ) 図測

2,500分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、5,000分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(ウ) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち薬用作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(エ) その他

(ア) から (ウ) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により薬用作物栽培ほ場の面積を把握することができるものとする。

ウ 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平

均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(ア) 対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(イ) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等ほ場の区画が整理されている地域に限る。）

第2 事業実施主体及び事業実施区域

1 別添2の第1の2の定めは、事業実施主体が、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 事業実施主体の構成員に薬用作物の生産者又は生産団体が含まれていること。

(4) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

2 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。

なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

第3 事業実施の手続

1 薬用作物未収益期間支援実施計画

(1) 事業実施主体は、様式1により薬用作物未収益期間支援実施計画書を作成し、別添2の第5の1に基づく事業実施計画書と併せて、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の薬用作物未収益期間支援実施計画書の作成に当たり、事業実施区域内の薬用作物生産者グループから、様式2により薬用作物生産者グループ別未収益期間支援実施計画書及び様式3により生産者別薬用作物未収益期間支援実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定は、薬用作物未収益期間支援実施計画書、薬用作物生産者グループ別未収益期間支援実施計画書及び生産者別薬用作物未収益期間支援実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

2 実施確認のための関係資料の作成

(1) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループから提出された1の(2)の生産者別薬用作物未収益期間支援実施計画書の内容の審査において、契約栽培等を行っている薬用作物が第1の3に掲げる要件を満たすことを確認（以下「事前確認」という。）するため、次のとおり、薬用作物生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

ア 初めての契約であることが確認できる資料（契約書の写し、実需者の証明書な

ど)

イ 未収益期間（収穫年を除く栽培年数）が確認できる書類

ウ 栽培予定のほ場の番地等が確認できる資料

- (2) 事業実施主体は、様式4及び5により、支援対象者が契約による薬用作物の栽培を行っていることを確認（以下「事後確認」という。）するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

3 事業実績報告及び補助金の交付手続

- (1) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループに対し、様式6により第4の1の(6)のイの通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交付請求書（以下「報告・請求書」という。）を提出させるものとする。

- (2) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、薬用作物生産者グループに対し、様式7により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、薬用作物生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

第4 事業実施の確認及び報告

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、第3の2の(1)により作成した事前確認資料により確認を行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

- (2) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。

ア 栽培が確実に実施されていること

イ 栽培されている薬用作物

ウ 実際の支援対象面積

- (3) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者や薬用作物生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

- (4) 事業実施主体は、現地における確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(5) 確認業務の委託

事業実施主体は、(1)及び(2)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ア 法人格を有していること。

イ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

ウ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定めら

れていること。

エ 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる薬用作物生産者グループの構成員になっていないこと。

(6) 実施確認結果の通知

ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、薬用作物生産者グループに対し、様式8により確認結果を通知する。

イ アの通知を受けた薬用作物生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を様式9により通知するものとする。

2 補助金の返還

事業実施主体は、2の事業実施状況の確認をした結果、薬用作物の栽培が継続されていないこと及び適切な栽培管理が行われていないこと、事業実施年度内に契約の締結が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し補助金の返還を命じるものとする。

ただし、気象災害等の生産者の責に帰さない事由により薬用作物の栽培が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、栽培を再開し、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合にあっては、この限りではない。

農業機械等リース支援について

別添2の第3の1の(2)のケの茶及びいぐさの農業機械等リース支援の実施に当たっては、別添2に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

第1 事業内容

別添2の第3の1の(2)のケの農業機械等は、次に掲げるものとする。

1 茶の農業機械

- (1) 粗揉機等茶加工機械（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）
- (2) 加熱機械（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）
- (3) その他茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械

2 いぐさの農業機械

- (1) 乾燥機（エネルギーコスト削減に資するものに限る。）
- (2) 収穫機
- (3) その他いぐさ生産のエネルギーコスト削減に資する機械

第2 審査基準

別添2の第4の5の3の別に定める審査基準は次のとおりとする。

- 1 農業機械等をリースにより導入する者（以下「リース利用者」という。）は茶又はいぐさの加工場を所有又は運営している者とする。

なお、茶については茶製品の製造又は小売を行う業者（いわゆる茶商。ただし、自園自製自販農家を除く。）は対象外とする。

- 2 いぐさについては、受益農家は優良品種（「ひのみどり」、「夕風」、「ひのはるか」、「涼風」等）導入農家又は当該品種を今後導入する農家であること。収穫機の導入にあっては、効率的な生産体制を確立するため、受益農家が収穫その他の作業について共同作業を行うこと。
- 3 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- 4 導入を予定している農業機械等が、別紙4に定める目標達成に直結するものであること。
- 5 取組の内容が受益地域において重要なものであること。
- 6 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- 7 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第3 茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画の作成

事業実施主体は、別添2の第8の1に基づき、様式第1号により茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画を作成するものとする。

第4 リース契約の条件

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関係会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社関連会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度までの間、毎年度、1月末日までに、当該年度における事業実施状況を別記様式第5号により地方農政局長に報告するものとする。

成果目標等について

1 成果目標

別添 2 の第 4 の 1 の成果目標については、対象作物等の中から達成すべき成果目標を 1 つ又は 2 つ選択できるものとする。また、複数作物が対象となる場合は、主要な 1 つの作物の達成すべき成果目標を 1 つ又は 2 つ選択できるものとする。

なお、成果目標は、2 の表の事業内容毎の類別欄に定める番号の達成すべき成果目標の中から選択するものとする。

作物名等	類別	達成すべき成果目標
茶	1	事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を 1 % 以上向上
	2	有機栽培への転換を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機 JAS 認定等の有機認証取得割合を 100% とする
	3	主要品種指数を直近値から 2 ポイント以上低減 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を当該年度の茶栽培面積で除し、100 を乗じた数とする。)
	4	相手国の MRL 基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より 5 ポイント以上増加
	5	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を 5 ポイント以上増加
	6	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を 5 ポイント以上増加
	7	産物 1 kg 又は 10a 当たり労働時間を直近値の 2 % 以上低減
	8	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より 10% 以上削減

	9	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶1kg当たり燃油等使用量を10%以上削減
	10	導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から10%以上の単収向上
	11	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから10%以上削減
繭・生糸	1	事業実施主体が実施する地区（以下「実施地区」という。）において、蚕の飼育数量を5%以上増加
	2	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加
	3	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加
	4	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加
	5	10a 又は繭100kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減
	6	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	7	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創出
いぐさ・畳表	1	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加
	2	1戸当たりの収穫面積（他の農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加
	3	実施地区において、一戸当たりの畳表の生産量を直近3カ年の平均値に比べて3%以上増加
	4	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3カ年の平均値に比べて3ポイント以上増加

	5	10a 当たりの労働時間を直近値の 2 %以上削減
	6	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の 5 %以上向上
	7	いぐさ原草 1 kg 当たりの燃油等使用量を直近 3 ヶ年の平均値に比べて10%以上削減
薬用作物 （漢方薬の原料向け）	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を 5 %以上増加
	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を 5 %以上増加
	3	実施地区の一戸当たり薬用作物の作付面積を 5 %以上増加。
	4	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1 つ以上を種苗として供給
	5	1 つ以上の薬用作物について、生薬企業等と生産に係る契約を締結
	6	1 つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす
	7	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合） 実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が 1 人以上増加
薬用作物 （漢方薬の原料以外向け）	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大
	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を 50%以上拡大
	3	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1 つ以上を種苗として供給
	4	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物（漢方薬の原料以外向け）

		け) の場合) 事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が 5 人以上増加
他の地域特産作物	1	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を 5 % 以上増加
	2	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を 5 % 以上増加
	3	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の 10a 当たりの労働時間を 5 % 以上減少
	4	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の 10a 当たりの収量を 5 % 以上増加
	5	事業で取り組む地域特産作物について、1 社以上の供給先を確保
	6	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合) 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が 1 人以上増加
需要の創出に係る取組 (作物共通)	1	開発した新商品を 1 以上販売開始する。
	2	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を 1 % 以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を 1 % 以上確保。
	3	新たな販路を 1 以上拡大する。なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。
	4	契約取引量指数を直近値より 7 以上増加。
	5	生産効率 (単位時間当たり生産数量等) を直近値の 5 % 以上向

		上
--	--	---

2 事業内容毎の達成すべき成果目標

別添2の第1の1の(2)のアからコ及び(3)のアからエの事業内容に係る達成すべき成果目標については、下表のとおりとする。

事業内容	類 別	
1 生産体制の強化		
ア 栽培実証ほの設置	茶	4、5、6、7
	繭・生糸	1、2、3、4、5
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7
	薬用（漢方以外）	1、2、4
	その他	1、2、3、4、5、6
イ 種苗等増殖実証ほの設置等	茶	1、3
	繭・生糸	1、2、3、4、5
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5
	薬用（漢方）	1、2、3、4
	薬用（漢方以外）	1、2、3
	その他	1、2、3、4、
ウ 新たな栽培技術等の実証導入	茶	4、5、6、7、9、10
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6

		いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
		薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7
		薬用（漢方以外）	1、2、4
		その他	1、2、3、4、5、6
エ 関連設備・農業機械 の開発改良	茶	4、5、6、7	
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6	
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6、7	
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7	
	薬用（漢方以外）	1、2、4	
	その他	1、2、3、4、5、6	
オ 栽培マニュアルの作 成	茶	4、5、6、7	
	繭・生糸	1、2、3、4、5	
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5	
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7	
	薬用（漢方以外）	1、2、4	
	その他	1、2、3、4、5、6	
カ 課題等解決のための 調査・分析	茶	4、5、6、7	
	繭・生糸	1、2、3、4、5	
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5	
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7	

		薬用（漢方以外）	1、2、4
		その他	1、2、3、4、5、6
	キ マッチングの推進	茶	5
		繭・生糸	1、2、3、7
		いぐさ・畳表	1、3、4
		薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7
		薬用（漢方以外）	1、2、4
		その他	1、2、3、4、5、6
	ク 茶の改植等及び未収益期間を有する薬用作物の新植の促進	茶	1、2、3、4
		薬用（漢方）	1、2、3、6
	ケ 農業機械等リース支援	茶	8
		いぐさ・畳表	2、5、7
	2 需要の創出		
	ア 消費者・実需者ニーズ等の把握	1、2、3、4、5	
	イ 実需者等と連携した商品開発	1、2、3、4、5	
	ウ 生産・製造・加工技術の確立	1、2、3、4、5	
	エ 消費者等の理解促進	1、2、3、4、5	

補助対象経費について

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち別添 1 及び別添 2 に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、農業機械、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	・対象となる機械等の借り上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・複数業者による見積合わせの実施等周辺市町村等の手

		続き規程等に準じ実施すること。 ・ほ場の借り上げ費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
改植等支援費	改植等の支援に必要な助成の経費	・別紙1第2の4及び別紙2第2の4に定めるとおり、支援内容毎の10アール当たり単価に基づき支払うこと。 ・別紙1及び別紙2に定めるとおり事業実施手続き等を行うこと。
関連設備・農業機械の開発・改良費	事業を実施するために直接必要な設備の改修及び農業機械の開発・改良の経費	・対象とする農業機械の価格は、消費税を除いて50万円以上、原則400万円未満とすること。 ・事業実施主体の構成員が所有する関連設備を改修する場合は、規程等により共同利用が行える体制を整備すること。
リース助成費	課題解決に必要な農業機械のリース料助成の経費	・リース物件の対象となる農業用機械の価格は、消費税を除いて50万円以上、原則400万円未満とすること。
印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	・コピー使用料については、支出単価等の設定根拠となる単価表等資料を添付すること。
資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
資材購入費	事業を実施するために直	・資材費の購入単価の根拠が

		接必要な種子・種苗、肥料、農薬等の資材費の経費	わかる資料を添付すること。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	事業を実施するために直接必要な燃料費の経費	・自動車燃料に限る。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、事業実施主体から依頼を受けた者に支払う経費	・支出単価等の設定根拠となる旅費規程（又は準用する規程）を添付すること。 ・旅費の依頼・命令簿等により本事業の実施に必要な旅行であることを明らかにすること。
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	・旅行行程等を記載した旅費請求書等（旅費の必要経費がわかる資料）を整備すること。
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体又は臨時雇用者等事業に参画する者に対する謝金は認めない。

賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・事業実施主体内の賃金支給基礎による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（ボーナス、住宅手当、退職給付引当金等）については、認めない。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	・試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらった場合の費用を含む。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	

	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	・通勤費支払の根拠となる規程（又は準ずる規程）及び経路図を添付すること。

1. 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記の表に掲げる経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - （1）本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - （2）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合